

令和2年8月24日

事務担当者様

日本ITソフトウェア企業年金基金

厚生年金保険の標準報酬月額の上限定に伴う変更について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当基金の第1年金におきましては、掛金や給付の額を算定する基準となる「第1基準給与（基準給与1）」として厚生年金保険の標準報酬月額を採用しています。

このたび、厚生年金保険法の規定に基づき、本年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が改定されることとなりました。これに伴い、当基金の第1基準給与も上限が改定されることとなります。

(改定前)

等級	報酬月額	標準報酬月額 (第1基準給与)	第1標準掛金 11/1000	第1事務費掛金 1.5/1000
31	605,000円以上	620,000円	6,820円	930円

↓

(改定後)

等級	報酬月額	標準報酬月額 (第1基準給与)	第1標準掛金 11/1000	第1事務費掛金 1.5/1000
31	605,000円以上 635,000円未満	620,000円	6,820円	930円
32	635,000円以上	650,000円	7,150円	975円

つきましては、今後、当基金の「加入者資格取得届」及び「基準給与変更届」を作成する際、以下の点にご留意ください。

◎資格取得年月日が令和2年9月1日以降の「加入者資格取得届」

⇒ 報酬月額 635,000 円以上の場合、基準給与 1 は「650000」とご記入ください。

保険証の番号	加入者番号							氏名	
	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	
21								基金	花子
基準給与1 (第1年金・標準報酬月額)			基準給与2 (第2年金・日額×1000円)			基準給与3 (第2年金・日額×100円 上限300円)			
			6	5	0	0	0	0	0
								5	0
									1
									0

◎変更年月日が令和2年10月1日以降の「基準給与変更届」

⇒ 日本年金機構から上限改定に伴う「標準報酬改定通知書」が送付（9月下旬以降を予定）された加入者については、報酬月額に変動がなくても届出が必要です。

（例）報酬月額：1,000,000 円 → 令和2年8月まで 標準報酬月額：620,000 円
令和2年9月から 標準報酬月額：650,000 円

↓

令和2年10月1日変更の基準給与変更届

変更後の基準給与 1：650,000 円

保険証の番号	加入者番号							氏名	
	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	
16			2	3	4	5	6	7	日本 太郎
基準給与1 (第1年金・標準報酬月額)			基準給与2 (第2年金・日額×1000円)			基準給与3 (第2年金・日額×100円)			
			6	5	0	0	0	0	

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。よろしくお願いいたします。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話：03-5114-5517（代表）